

事務処理フロー図

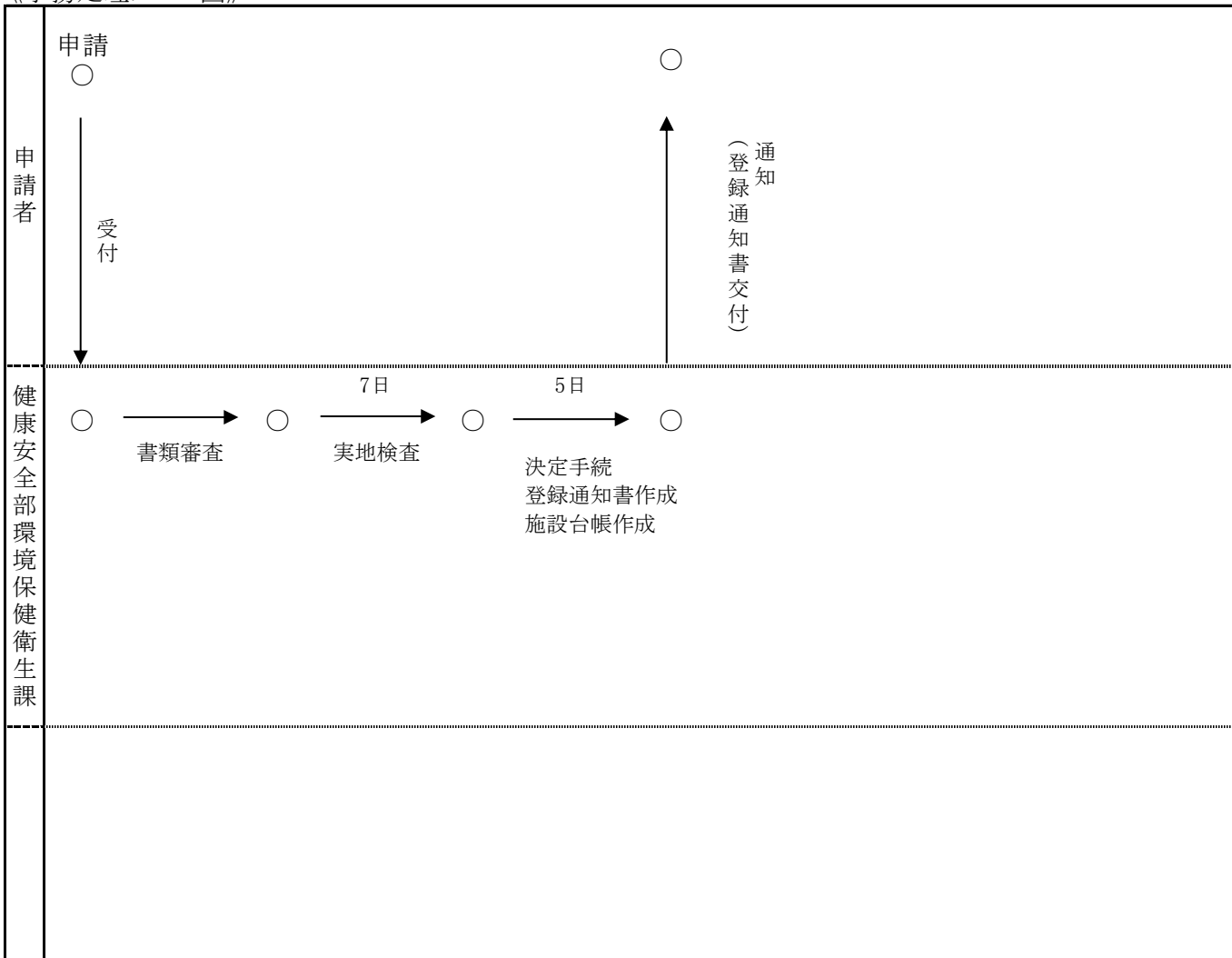
事務名	温泉成分分析機関の登録
根拠法令	温泉法第19条第1項

作成部署 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課指導担当 電話34-221

標準処理期間計	12日
---------	-----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	申請	健康安全部環境保健衛生課で申請を受け付けます。
2	書類審査	添付書類等を審査し、不備があれば補正を求めます。
3	実地検査	申請のあった施設が構造設備の規定に適合しているか、現地で施設を検査します。
4	決定手続	書類審査、実地検査により、決定後、施設台帳等を作成します。
5	通知	申請者に決定を通知し、登録通知書を交付します。
6		
7		
8		
9		
10		